

令和7年4月10日

改正建築基準法・省エネ法の施行に伴う講習会の開催について

《軽微変更・計画変更》《中間検査・完了検査》

主催(一財)石川県建築住宅センター

令和7年4月1日から改正法が施行されました。

住宅センターでは、当センターをご利用の皆様を対象に下記日程で講習会を開催します。

記

- ◆ 開催日 令和7年5月8日(木)及び5月15日(木)(2回開催)
- ◆ 開催時間 13時30分～15時30分
- ◆ 開催場所 石川県消費生活センター大研修室(当センター横)
- ◆ 講習内容 改正法に伴う計画変更と軽微変更
及び完了検査、中間検査について
- ◆ 申込方法 メール又はFAXで申込み
メールアドレス : kanazawa01@ikjc.jp
FAX番号 : 076-260-8475
- ◆ 定員 各回 40名
- ◆ 申込書の記載内容(申込書の書式については裏面をご覧ください)
表題:改正法講習会申込み
参加希望日
会社名又は事業者名
連絡先電話・FAX番号及びメールアドレス
参加者氏名(複数名の場合は全て記載)
- ◆ 申込期限 令和7年5月2日(金)
- ◆ 参加費用 無料
- ◆ その他 *1「2階建ての木造一戸建て住宅(軸組工法)等の
確認申請・審査マニュアル」を持参願います。[前回有料配布]
(発行:(一財)日本建築防災協会、(一財)建築行政情報センター)
*2 駐車可能台数が少ないため極力乗り合せ又は公共交通機関を
利用願います。